

令和4年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録

令和4年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録						
招 集 年 月 日	令和4年2月28日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和4年2月28日 午後 1時30分 令和4年2月28日 午後 2時15分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	×
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	×
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
9	佐藤 正明	○				
会議録署名委員	12番	星 博明		13番	西岡 正雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R4.2.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和４年第２回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、１２名でございます。 本日の欠席委員は、１０番小林忍委員、１１番小山隆顕委員の２名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程１ 会議録署名委員	議長	日程第１、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第１３条の規定により、１２番の星博明委員及び１３番の西岡正雄委員に、お願いいたします。
日程２ 会期の決定	議長	次に、日程第２、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程３ 議案１	議長 議長	次に、日程第３、議事に入ります。 議案第１号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第１号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第１号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案２	議長	次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成２８年３月８日付け北海道農業会議第８０回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより３０ａ以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第１種農地、甲種農地、第２種農地において、転用目的が農家住宅である案件。第３種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることか

議 事 の 経 過 (R4.2.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	事務局長	ら本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました青山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	青山委員長	2月15日に[]、本人の[]立会いのもと、こちらからは西岡委員、大西委員、片岸局長、近藤局員、私で現地調査し、調査の結果問題なしと判断しました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取を行うこととし、本委員会及び農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決により許可権者である洞爺湖町長に進達するものと考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました青山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
議案 4	青山委員長	2月15日に、[]、[]、西岡委員、大西委員、片岸局長、近藤局員、私で現地調査を行った結果、問題なしと判断しました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内1番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、[]が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。

議 事 の 経 過 (R4. 2.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 5	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 1 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内 1 番の件を、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、2 番から 13 番までの件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、2 番から 13 番までの件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、2 番から 13 番までの件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 5 号「農業振興地域整備計画

議 事 の 経 過 (R4. 2.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和4年第2回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。